

第 11 章

公害防止管理者等

第11章 公害防止管理者等

●法令の背景

高度経済成長に伴い悪化した公害問題に対応するため、1970年にいわゆる「公害国会」が開かれ、公害対策基本法を始めとした多くの法律が改正・制定された。一方で、多くの工場では、強化された規制基準を遵守するために必要な公害防止体制が整備されていないという実情があった。そのため、1971年6月に、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の設置を義務付ける、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定された。また、法を補完する目的で、県条例では公害防止担当者制度が設けられている。

●組織

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

公害防止統括者	・・・ 従業員数21人以上の特定工場で選任の義務がある。工場の公害防止に関する業務を統括・管理（工場長を想定、資格は不要）
公害防止主任管理者	・・・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮（部長・課長を想定、資格が必要）
公害防止管理者	・・・ 公害発生施設の点検、原材料等の検査等を実施（施設の直接の責任者を想定、資格が必要）
上記の代理人	・・・ 上記の者がその職務を行うことができない場合に代わりにその職務を行う者

県条例

公害防止担当者	・・・ 公害発生施設又は公害防止施設の点検、原材料等の検査等を実施（施設の直接の責任者を想定、資格又は実務経験が必要）
---------	---

一宮市の状況

一宮市では、公害防止管理者等に関する届出の受理及び必要事業者に対する指導を行っている。この章では、公害防止管理者等が選任されている工場数を次に記載する。

公害防止管理者等の選任工場数

公害防止管理者等の選任工場数は表 11のとおりである。公害防止担当者の選任工場数は大気関係3件、水質関係5件であった。

表 11 公害防止管理者等が選任されている特定工場数 (2025年3月31日現在)

区分		選任工場数 (統括者・管理者)	選任工場数 (代理者)
公害防止統括者		22	22
公害防止主任管理者		0	0
公害防止管理者	大気関係	8	5
	水質関係	3	2
	騒音・振動関係	10	7
	特定粉じん関係	0	0
	一般粉じん関係	0	0
	ダイオキシン類関係	0	0